

川子相発第103号
令和6年2月16日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年10月31日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（子育て相談課）

子育て相談課の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

川口市財産規則に則って、登録が漏れている備品の登録、実物と異なる品名で登録されている備品の分類換等の処理を行うとともに、備品整理票の貼付を行いました。また、所管課所名が誤っている備品整理票については、新たに備品整理票を作成し、貼付しました。今後は、定期的に備品と備品台帳の照会・確認作業を実施し、適切な備品管理を行って参ります。

